

介護保険料の 決定通知書が 届きます

65歳以上の人に7月上旬に介護保険料決定通知書を送付します。

介護保険料は世帯の住民税課税状況や本人の課税年金収入額、合計所得金額に応じて決まります。平成24～26年度は第1～8段階に分かれています。保険料の詳細内容は介護保険料決定通知書発送時にパンフレットを同封します。

■65歳以上の人の介護保険料の減免制度

所得が低い介護保険被保険者に介護保険料の減免を実施しています。減免の要件は次のとおりです。

対象者	①保険料の区分が第1・2段階で、収入が少なく生活が困窮していて、次の要件すべてに該当する人	②保険料の区分が第3段階で、収入が少なく生活が困窮していて、次の要件すべてに該当する人
要件	(1)あなたと家族に所得がないこと (2)あなたと家族の前年1年間の収入合計金額が、①のとき60万円、②のとき120万円以下であること (収入金額には遺族年金、障害年金等を含みます) (3)住民税が課税されている人に扶養されていないこと (4)住民税が課税されている人と生計を共にしていないこと (5)資産(住居以外の土地、家屋など)を活用しても、生活が困窮している状態と認められる人	
減免後の保険料	年間 14,700 円 (第1段階の1 / 2相当額)	年間 29,400 円 (第2段階相当額)

問い合わせ先 役場いきいき長寿課介護保険係 ☎ 286-3111 内線 132・133

平成24年度の運用状況

情報公開条例 個人情報保護条例

※「開示申出」とは、条例で開示請求の対象となっていない条例施行前(平成14年3月31日以前)の公文書について、任意的開示を求めるものをいいます。

※「口頭による個人情報開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭による開示請求を認めるもので、現在、町職員の採用試験が定められています。

問い合わせ先 役場総務課 行政係
☎ 286-3111 内線 222

■情報公開条例

公文書開示請求等に対する決定等の状況

区分	請求・申出 件数	請求・申出に対する決定等				
		開示	部分開示	不開示	取下げ	審議中
開示請求	8	1	3	3	1	0
開示申出	0	0	0	0	0	0
合計	8	1	3	3	1	0

■個人情報保護条例

個人情報開示請求に対する決定等の状況

請求件数	請求に対する決定等				
	開示	部分開示	不開示	取下げ	審議中
1	0	0	1	0	0

口頭による個人情報開示請求に対する開示件数

実施機関	試験等の名称	開示件数
町 長	職員採用試験(第1次試験)	9
	職員採用試験(第2次試験)	4